

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■事業契約書（案）

No	資料名等	該当箇所										項目等	質問	回答
		頁	I	節	条	1	(1)	ア	①	(ア)	a)			
1	事業契約書 (案)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	全般	事業契約書は、金融機関がプロジェクトファイナンス方式でSPCに対して融資を行う場合、担保対象契約になるため、仮契約締結までに内容について落札事業者とその金融機関が市と意見交換を行う場を設けて頂きたいと考えております。	事業契約は市と事業者の間の契約であり、落札者決定後の仮契約締結に向けた契約書案の確認は、その二者間で行う予定です。金融機関の事業契約書に関するご意見は、落札事業者にお伝えください。
2	事業契約書 (案)	1	1章	1節	2条		(2)						「平成34年9月1日」とありますが、「平成31年9月1日」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書 (案)	2	1章	1節	2条		(11)	ク				運營業務内容	「ク 衛生管理業務」とありますが、要求水準書の業務の範囲に当該業務は含まれておりません。各書類間での業務名の統一をお願いします。	「ク 衛生管理業務」は、他に含まれますので削除します。
4	事業契約書 (案)	2	1章	1節	2条		(22)						〔「工期」とは、本施設の建設期間をいい、〕と、「各々の工事開始予定日から完工日までの期間をいう。」との間に齟齬があるように思われますが、いかがでしょうか。	「各々の」を削除します。
5	事業契約書 (案)	2	1章	1節	2条		(24)					工事開始予定日	「工事開始予定日」の「工事開始」と、「着工時の提出書類」、「工事着工届」の「着工」は、同義と考えてよろしいでしょうか。	同義とお考えください。
6	事業契約書 (案)	6	1章	1節	4条		(1)					第4条第1項	完工予定日（竣工日）の記載はございますが、施設引渡し日の記載がございません。本書第44条にて所有権を移転する「引渡し」は記載されておりますが、一般的に「引渡し」付にて引渡しを行い翌月頃に登記申請をしますので、前提となる引渡し日をご教示頂きます様よろしくお願い致します。	ご質問の引渡し予定日は完工予定日の翌日とします。
7	事業契約書 (案)	6	1章	1節	4条		(1)					第4条第1項	施設引渡し日は、維持管理・運営期間の前日である平成31年8月31日との理解で宜しいでしょうか。	質問回答No.6をご参照ください。

No	資料名等	該当箇所										項目等	質問	回答
		頁	I	節	条	1	(1)	ア	①	(ア)	a)			
8	事業契約書 (案)	6	1章	1節	4条		(3)					第4条第1項 (3)	維持管理・運用期間のみ(※)の記載がないですが、維持管理・運用期間は確定という理解で宜しいでしょうか。	確定しているものとお考えください。
9	事業契約書 (案)	6	1章	1節	4条		(3)					維持管理・運営期間	入札説明書3頁のI-5-(5)「事業スケジュール(予定)」では、維持管理・運営期間が平成31年9月1日～平成46年7月31日となっておりますが、事業契約書(案)記載のスケジュールでは平成31年9月1日～平成46年3月31日となっております。どちらが正しいでしょうか。	入札説明書が正しく、維持管理・運営期間は平成31年9月1日～平成46年7月31日です。
10	事業契約書 (案)	6	1章	1節	4条		(3)					事業日程	維持管理・運営期間の終期は、平成46年7月31日ではないでしょうか。	質問回答No.9をご参照ください。
11	事業契約書 (案)	6	1章	1節	5条							事業費内訳書及び詳細事業日程表	事業費内訳書は、提案書の見積書様式とは別のものでしょうか。別のものである場合、記載すべき内容をお示しください。	提案書の見積り様式を基本としますが、事業者の提案内容に応じて、市からより詳細な内訳を求めることがあります。
12	事業契約書 (案)	7	1章	1節	8条	1						統括責任者及び業務責任者	統括責任者は、「要求水準書P52 業務従事者の配置基準」に記載する総括責任者との理解で宜しいでしょうか。違う場合、総括責任者と統括責任者を兼務することは可能でしょうか。	統括責任者は設計業務や工事を含め本事業全体を統括する責任者であり、総括責任者は運營業務全体を統括する責任者です。後段の質問の兼任は可能です。
13	事業契約書 (案)	7	1章	1節	8条	4						統括責任者及び業務責任者	「運營業務について総合的な調整を行う業務責任者」とは、総括責任者との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	事業契約書 (案)	7	1章	1節	8条	4						統括責任者及び業務責任者	運營業務について総合的な調整を行う業務責任者とは、要求水準書52ページ規程の総括責任者という理解でよろしいでしょうか。	質問回答No.13をご参照ください。

No	資料名等	該当箇所										項目等	質問	回答
		頁	I	節	条	1	(1)	ア	①	(ア)	a)			
15	事業契約書 (案)	8	1章	1節	13条							履行保証保険 契約	「別途定める履行保証保険契約の内容」とありますが、本条項以外で定めがあれば、ご教示願います。	「別途定める」とは、本条の後段で別途定めるという意味です。
16	事業契約書 (案)	8	1章	1節	13条	1						契約の保証	この保証は、通常事業契約解除時の事業者の違約金支払を保証するものですので、保証の対象を限定して頂きたいと考えています。	当該条項の対象は契約解除時に限定されませんので、原案のとおりとします。
17	事業契約書 (案)	9	1章	1節	17条							本件土地の使用	事業者は、本事業に必要な土地を全て無償で生駒市から賃貸借することになりますが、一部民有地については、地権者からの生駒市を通じた転貸借という形態になるのでしょうか。また、実施方針への質問13における「市がリスク負担」というのは、「仮に地権者の相続発生等により、市が事業用地を賃貸借できなくなった場合でも、市の費用負担において給食センターの運営が実施できるよう手当頂ける又は事業者が発生した全ての損失（金融機関に対する支払債務を含む。）を市が保証する」という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	事業契約書 (案)	10	1章	1節	18条	5						本件土地の調査	「合理的に入手可能な本件土地に関する情報」「合理的に予測できない土壌汚染及び地中障害物等」「合理的に見込まれる場合」とありますが、合理的との表現が曖昧であるため、当該表現を削除いただけませんか。	原案のとおりとします。
19	事業契約書 (案)	17	4章	2節	32条	4						運営備品等 の調達	文末に「この場合において、事業者が発生した増加費用及び損害については市が負担する。」を加筆いただけませんか。	原案のとおりとします。

No	資料名等	該当箇所										項目等	質問	回答	
		頁	I	節	条	1	(1)	ア	①	(ア)	a)				
20	事業契約書 (案)	18	4章	4節	36条	1							本件土地が不用 となった場合の 撤去費用	市の負担との理解でよろしいでしょうか。	当該条項は、事業者（主に建設企業等）が、工事期間中に本件土地上に置いていた工事材料等を、工事の完成後（場合によっては要求水準書の変更等によって本件土地の一部が不要となった場合）に、撤去することについての定めですので、その撤去費用は事業者負担であり、当該条項では市の負担となる場合は予定しておりません。
21	事業契約書 (案)	24	6章	1節	52条	1							維持管理・運営 業務の実施	維持管理・運営期間の終期は、平成46年7月31日ではないでしょうか。	質問回答No.9をご参照ください。
22	事業契約書 (案)	27	6章	2節	58条	6	(3)						事業者の帰責事由により運営がなされなかった場合	「上記第1号及び第2号以外の場合」とは「事業者の責めに帰すべき事由による場合」であることを明確にして頂きたいと考えます。	「上記第1号及び第2号以外の場合」とは、責任の所在が明らかではなく、事業者がその原因究明に最善の努力を尽くさない場合についても含まれます。
23	事業契約書 (案)	27	6章	2節	59条	3							本施設の修繕	ここでいう「事業者以外の本施設の利用者」と、第92条第1項の「第三者」とは同義でしょうか。	59条3項の「事業者以外の本施設の利用者」と92条1項の「第三者」は異なります。「第三者」は放火犯等を含むものであり、本施設の利用者に限定されません。
24	事業契約書 (案)	28	8章	1節	66条	1							契約期間	契約期間の終期は、平成46年7月31日ではないでしょうか。	質問回答No.9をご参照ください。

No	資料名等	該当箇所										項目等	質問	回答
		頁	I	節	条	1	(1)	ア	①	(ア)	a)			
25	事業契約書 (案)	29	8章	3節	69 70 71 72条							事業者の債務不履行による契約解除	事業者の債務不履行による事業契約の解除規定は当然に規定されるべきものですが、金融機関がプロジェクトファイナンス方式で融資をする場合、有事の際に優先貸付人の担保権行使によるステップインを成立させるまでの間、事業契約解除について一定の猶予期間が設定されるものと認識しております（直接協定書で規定）。その際でも、給食の配給をストップさせるわけにはいきませんので、万が一事業者のパフォーマンスが悪化した場合の市もしくは市が指定する仮の事業者が現事業者を代理して事業を行うという市のステップインの権利を規定すべきと考えます。	原案のとおりとします。事業者提案に基づいて、必要に応じ規定します。
26	事業契約書 (案)	32	8章	4節	77条		4					事業終了に際しての処置	簿価では、事業者として投下資本を回収できない場合がございます。事業者の帰責事由による解除の場合はやむを得ないと存じますが、それ以外の事由による解除の場合には、簿価で買取がなされ、投下資本の回収ができない場合の損害については、貴市にてご負担いただきたく存じます。つきましては、次の但し書きの加筆をご検討いただければと存じます。「但し、維持管理・運営期間中に事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により、本契約の全部若しくは一部が解除された場合において、簿価での買取により事業者に損害が発生した場合、当該損害を市が負担する。」	原案のとおりとします。投下資本の回収ができないリスクを考慮して、入札金額をご検討ください。
27	事業契約書 (案)	33	9章	1節	78条		2					出来形の買受代金	出来形がない場合でも既に支出した設計等の費用は事業者を支払われるようにして下さい。出来形の買受代金には既に支出した設計等の費用も含まれることを明確にして下さい。第82条第1項、第85条第1項も同じコメントが当てはまります。	成果物（設計図等を含みます。）は、市による検査に合格した出来形部分が買受の対象です。ただし、開業準備業務等、成果物が観念できないものは買受の対象外となります。
28	事業契約書 (案)	33	9章	1節	78条		2					開業準備期間開始前の解除	出来形部分の買受代金には、サービス購入費A・B及びCを構成する費用全てを対象にしていただけという理解でよろしいでしょうか。	質問回答No. 27をご参照ください。

No	資料名等	該当箇所										項目等	質問	回答	
		頁	I	節	条	1	(1)	ア	①	(ア)	a)				
29	事業契約書 (案)	33	9章	1節	78条		3						買受代金の支払	市は、一括支払いの場合に事業者の資金調達に関して発生する費用分も支払うことを明記して下さい。第79条第2項、第80条第2項、第82条第3項、第83条第3項、第84条第3項、第85条第3項、第86条第3項、第87条第3項も同じコメントが当てはまります。	事業者の責めに帰すべき事由による解除の場合、事業者の資金調達に関して発生する費用は、事業者の負担となります。市の責めに帰すべき事由による解除の場合は、第82条第5項、第83条第6項、第84条第8項に規定するとおり、市が合理的な金融費用を負担します。また、法令変更・不可抗力による解除の場合は、第85条第5項、第86条第5項、第87条第6項に規定するとおり、市が合理的な金融費用を負担します。
30	事業契約書 (案)	35	9章	1節	80条		1						維持管理・運営 期間開始後の解 除	維持管理・運営初年度に解除された場合、違約金計算対象にサービス購入費Cが含まれておりますが、開業準備費は維持管理運営開始前の費用であり、第78条1項に含めて頂くようお願いします。	維持管理・運営初年度に解除された場合の違約金(80条1項)が、開業準備期間中に解除された場合の違約金(79条1項)と同額である趣旨は、開業準備は維持管理・運営と連続性のある業務であり、開業準備期間中の解除と維持管理・運営開始直後の解除は、市にとって同程度の影響を及ぼすことになると考えているためです。原案のとおりとします。
31	事業契約書 (案)	35	9章	1節	80条		1						開業準備期間中 の解除	開業準備期間中に解除された場合、違約金対象にサービス対価DおよびEが含まれておりますが、維持管理・運営開始前のため除外頂きまようよろしく申し上げます。	原案のとおりとします。No. 30の回答もご参照ください。
32	事業契約書 (案)	35	9章	1節	80条		5						維持管理・運営 期間開始後の解 除	本項は第68条第3項に準拠するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	事業契約書 (案)	36	9章	2節	82条		5						融資を行う者の 逸失利益	事業者の有する金融機関の貸付のスプレッドはこの逸失利益に含まれないことを明記して下さい。第83条第6項、第84条第8項、第85条第5項、第86条第5項、第87条第6項も同じコメントが当てはまります。	貸付のスプレッドは、金融機関の逸失利益に含まれるものと理解しますので、それを前提に融資契約を締結してください。
34	事業契約書 (案)	37	9章	2節	84条		6						維持管理・運営 期間開始後の解 除	本項は第68条第3項に準拠するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	該当箇所										項目等	質問	回答
		頁	I	節	条	1	(1)	ア	①	(ア)	a)			
35	事業契約書 (案)	40	9章	3節	87条		7					維持管理・運営 期間開始後の解 除	本項は第68条第3項に準拠するとの認識 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	事業契約書 (案)	40	10章		89条		1					法令の変更によ る費用・損害の 扱い	学校本施設とは何を指すものでしょうか。	「学校本施設」を「本施設」に変更しま す。
37	事業契約書 (案)	41	10章		89条		2					法令の変更によ る費用・損害の 扱い	法令により新たに実施が必要となった点検 は建築物の維持管理に関する法令変更に含ま れるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	事業契約書 (案)	41	10章		89条		1					法令変更による 増加費用等の負 担	全ての法令変更に係る増加費用・損害につ いて市負担として頂きたいと考えます。	原案のとおりとします。
39	事業契約書 (案)	42	11章		91条							不可抗力による 増加費用等の負 担	いつ不可抗力が発生したかにより区分する のではなく、不可抗力が設計・建設費用を 増加させたのか、それとも運営・維持管理 費用を増加させたかにより区分して頂きたい と考えます。開業準備期間開始までの期 間に不可抗力が発生して、それが運営・維 持管理費用を増加させる場合もございます。	原案のとおりとします。
40	事業契約書 (案)	42	11章		91条		(2)					不可抗力による 増加費用・損害 の扱い	維持管理・運営初年度に解除された場合と ありますが、当該不可抗力が発生した場合 の誤りでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。修正しま す。
41	事業契約書 (案)	42	11章									第三者の責めに 帰すべき事由に よる増加費用等 の負担	第三者の責めに帰すべき事由は不可抗力で すので、第91条の規定の対象にして頂きたい と考えます。	原案のとおりとします。なお、92条2～5 項のとおり、事業者が過失なくして第三 者を知ることができないときその他やむ を得ない事由があるときは、費用を生駒 市が負担する場合があることを定めてい ます。
42	事業契約書 (案)	48	別紙 1			1	(1)					建設工事保険	保険契約者は事業者ではなく、建設企業で もよろしいでしょうか。	よろしい。

No	資料名等	該当箇所										項目等	質問	回答
		頁	I	節	条	1	(1)	ア	①	(ア)	a)			
43	事業契約書 (案)	48	別紙 1			1	(2)					第三者賠償責任 保険	保険契約者は事業者ではなく、建設企業でもよろしいでしょうか。	よろしい。
44	事業契約書 (案)	48	別紙 1			2	(1)					第三者賠償責任 保険	保険契約者は事業者ではなく、維持管理企業又は運営企業でもよろしいでしょうか。	よろしい。
45	事業契約書 (案)	50	別紙 2			1	(1)					サービス購入費 の構成	本施設整備費のうちサービス購入費A(一括払い)とサービス購入費B(割賦払い)の内訳はどのタイミングで決定になりますでしょうか。	引渡しが予定される年度の6月頃に決定されるものと想定しています。ただし、市がこれを保証するものではありません。
46	事業契約書 (案)	50	別紙 2			1	(1)					サービス購入費 の構成	サービス購入費D及びEの支払時期は、平成46年9月までの誤りでしょうか。	維持管理・運営期間の終了日についてはNo. 9の回答をご参照ください。サービス購入費D及びEの最終回の支払い日を平成46年9月末日に変更します。
47	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	イ				サービス購入費 A	「～提案書作成に当たっては見込まないこととする。」と記載がございますが、一括金を0円とし、本施設整備に係る対価全額をサービス購入費B(割賦払い)として算定するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	イ				サービス購入費 A	本事業に対する交付金によりサービス購入費Bが極端に減額した場合、金融機関が融資をしない又は手数料等の増額を求めてくる可能性があります。変動後の割賦元本×提案スプレッド以外の増加費用は協議事項との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	イ				サービス購入費 A (一括払い)	サービス購入費支払いの有無はいつの時点で決定しますでしょうか。	質問回答No. 45をご参照ください。
50	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	イ				サービス購入費 A (一括払い)	交付金が得られる場合とありますが、サービス購入費Aとして見込んでいるのは交付金のみであり、地方債等は想定していないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



No	資料名等	該当箇所										項目等	質問	回答
		頁	I	節	条	1	(1)	ア	①	(ア)	a)			
51	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	イ				サービス購入費 A (一括払い)	サービス購入費支払いの有無及びその額により、事業者に生じた増加費用は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。以下、第82条、第85条も同様です。	82条5項により認められる実際に発生した合理的な増加費用は市の負担となります。
52	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	ウ				サービス購入費 B (割賦払い)	完工予定日は提案によるものですが、提案による完工予定日が7月31日以前の場合であっても8月末の支払となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	ウ				サービス購入費 B (割賦払い)	初回の期間が異なりますが、初回の元利金支払額は2回目以降の元利金支払額と同額となるという理解でよろしいでしょうか。	消費税抜きの元利金支払額について、ご理解のとおりです。消費税込みの金額は異なることとなります。
54	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	ウ				サービス購入費 B (割賦払い)	サービス購入費Bについては、契約期間終了である平成46年7月末より前の平成46年5月末までに支払いが完了するという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入費B(割賦払い)の最終支払い月を平成46年8月末に変更します。
55	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	ウ				別紙2	基準金利がマイナスとなった場合は、基準金利ゼロとして設定いただけるという認識でよろしいでしょうか。	基準金利がマイナスとなった場合には、基準金利をゼロとして扱います。
56	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	ウ				基準金利	適用金利(年利)は基準金利+[ ]%と記載ございますが、基準金利が0%未満となった場合には、当該基準金利を0%とするフロア条項を規定いただけないでしょうか。	質問回答No. 55をご参照ください。
57	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	ウ				基準金利	基準金利は小数点第3位の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	ウ				金利計算方法	金利計算方法は片端の理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	ウ				初回の支払い	初回の支払いは、本施設の引渡日の翌日から平成31年8月31日までの分を同日(平成31年8月31日)に支払われる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	該当箇所										項目等	質問	回答
		頁	I	節	条	1	(1)	ア	①	(ア)	a)			
60	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	ウ				維持管理・運営 期間中の支払い	維持管理・運営期間の終了日が平成46年3月31日となっている一方、最終回の支払日が平成46年5月末日となっておりますが、最終回は平成46年3月1日～平成46年5月末日までの3ヶ月分が支払われる理解で宜しいでしょうか。	質問回答No. 46をご参照ください。
61	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	ウ				完工が遅延した場合のサービス 購入費Bの支払 日	完工が3ヶ月以上遅延した場合には、支払日は平成46年5月末日まで60回ないこととなります。足りない分はいつ支払われるか明記して頂きたいと考えます。	契約書別紙2におけるサービス購入費Bの支払日に係る規定は、契約どおりの完工を前提とした定めとします。なお、本施設の完工等が遅延した場合で、本件完工予定日等を変更する場合には、支払いも同時に変更する予定です。なお、サービス購入費Bの支払いは、遅延が1～3か月の場合は最終回が平成46年11月末日（61回払い）、遅延が4～6ヶ月の場合は最終回が平成47年2月末日（61回払い）を予定していますが、現時点で確約するものではありません。
62	事業契約書 (案)	51	別紙 2			1	(2)	ウ				サービス購入費 B の基準金利	金融機関からの借入について、基準金利がマイナスになった場合は基準金利を0%とするという条件になった場合、サービス購入費Bの基準金利についても同様のゼロフロアが設定されるという認識で相違ないでしょうか。	質問回答No. 55をご参照ください。
63	事業契約書 (案)	52	別紙 2			1	(5)	イ				サービス購入費 D (固定料金)	サービス購入費Dは、毎年度異なる年間支払額を提案してもよい（毎年度平準化する必要は無い）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、合理的な提案としてください。
64	事業契約書 (案)	53	別紙 2			1	(5)	イ				サービス購入費 D の支払日	サービス購入費Dの支払日は、サービス購入費Bの支払日（2月、5月、8月、11月の末日）と同日という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	事業契約書 (案)	53	別紙 2			1	(5)	イ				サービス購入費 D およびEの初回 支払日	維持管理・運営開始日が平成31年9月1日の場合、第1回の支払日は平成31年11月末日という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	該当箇所										項目等	質問	回答
		頁	I	節	条	1	(1)	ア	①	(ア)	a)			
66	事業契約書 (案)	53	別紙 2			1	(5)	イ				サービス購入費 D およびEの最終 回	最終回は平成46年7月分が平成46年8 月末日に支払われる理解で宜しいでしょ うか。	質問回答No. 46をご参照ください。
67	事業契約書 (案)	53	別紙 2			1	(5)	イ				サービス購入費 D	第4条第1項(3)において、維持管理・ 運営期間の終了日が平成46年3月31日 になっている一方、サービス購入費Dの支 払対象期間の終了日は平成46年7月に なっておりますが、維持管理・運営期間が 終了しても4ヶ月分(平成46年4～7 月)のサービス購入費は支払われる理解で 宜しいでしょうか。	質問回答No. 46をご参照ください。
68	事業契約書 (案)	53	別紙 2			1	(5)	ウ				完工が遅延した 場合のサービス 購入Dの支払日	完工が3ヶ月以上遅延した場合には、支払 日は平成46年11月末日まで61回ないこと になります。足りない分はいつ支払われるか 明記して頂きたいと考えます。	契約は、契約どおりの完工を前提とした 定めとしますので原案のとおりとしま す。なお、現時点で確約するものではあ りませんが、本施設の完工等が遅延した 場合であっても、維持管理運営期間の終 了時期を変更しない予定としていますの で、ご質問のケースでは原則として支払 回数が増加することになります。ただ し、具体的には、その実態を踏まえた協 議により決定します。
69	事業契約書 (案)	53	別紙 2			1	(5)	イ				サービス購入費 D (固定料金)	最終回の支払い対象月は7月のみです ので、その支払日は平成46年9月末とし て頂けますでしょうか。	質問回答No. 46をご参照ください。
70	事業契約書 (案)	53	別紙 2			1	(5)	エ	①			変動料金の考え 方	中学校献立、特別支援学校献立、特別支援 学校二次加工食等、本事業に対応しない記 載内容となっておりますので、整理・修正 願います。	ご指摘ありがとうございます。修正しま す。
71	事業契約書 (案)	56	別紙 2			3	(2)	ア	③			改定方法	「B」は元本であり、元本の改定に基づき 利息も改定されるという理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
72	事業契約書 (案)	56	別紙 2			3	(3)					サービス購入費 C (一括払い)の 改定	9月の指標とは、1、2か月後に公表される 9月の指標の確定値という理解でよろしい でしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	該当箇所										項目等	質問	回答
		頁	I	節	条	1	(1)	ア	①	(ア)	a)			
73	事業契約書 (案)	58	別紙 2			5	(4)					支払額	端数処理を行う費目とは、サービス購入料A、B、C、D、Eの区分という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	事業契約書 (案)	59	別紙 3			1	(4)		①			事業者からの業務報告書の提出	業務日誌は、第55条においては貴市の閲覧に供するのみでよく、提出までは求められていません。いずれが正でしょうか。4（4）アも同様です。	ご質問の箇所及び第55条の業務日誌に係る記載については、写しの提出を求めることとします。
75	事業契約書 (案)	59	別紙 3			2						減額ポイント発生、サービス購入費の減額及び契約解除	減額ポイント発生、サービス購入費の減額及び契約解除がなされる業務要求水準未充足・業務不履行は、事業者へ帰責事由がある場合に限定されることを明記して頂きたいと考えます。	明らかに事業者の責めに帰さない事由によって減額対象となる状態が生じた場合は、4（3）に規定するとおり、減額ポイントを付加しませんが、それ以外のケースは減額ポイントを加算します。